

令和 6 年度要介護等認定に関するお知らせ

1 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時的取り扱いについて

本市においては、令和 2 年度以降、更新申請全件に対する臨時的取扱いの適用割合が高い状態が続いており、訪問調査件数及び審査件数の急激な増加を回避するため、令和 5 年 4 月 1 日より、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、臨時的取扱いを適用しておりますが、令和 6 年 4 月 1 日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施します。

2 要介護等認定調査委託への協力のお願い

現在、更新申請及び区分変更申請に対する認定調査の一部について、入所先の介護保険施設や近隣の居宅介護支援事業者へ委託しています。認定申請数の増加に伴う、認定調査件数の増加に対応するため、認定調査委託にご協力くださいますようお願いいたします。

※令和 6 年度より委託料単価を増額します。

(1) 千葉市と委託契約を締結する際の委託料（1 件当たり・税込）

①居宅介護支援事業者 令和 5 年度まで：4,840 円 → 令和 6 年度以降：5,170 円

②介護保険施設 令和 5 年度まで：2,420 円 → 令和 6 年度以降：3,190 円

(2) 認定調査を実施するためには、介護支援専門員の資格を所持し、市・県が実施する認定調査員新規研修を修了している必要があります。

3 主治医意見書予診票の活用について

主治医意見書は、適正な要介護認定にあたり、十分な記載内容及び迅速な作成が求められています。要介護等認定申請の際に、予診票を主治医へ提出することで、申請者の日常生活状況等をより正確に把握する助けとなりますので、ぜひご活用ください。

(1) 予診票 別紙 1 (A4 両面印刷)

(2) 配付方法

①認定申請時に配付する（介護保険室窓口での配付及びケアマネジャーから案内）

②医療機関受診時に配付する

③ホームページに掲載

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/form_download-service.html

4 介護サービスを利用する生活保護受給者の 65 歳到達時における認定申請手続きのお願い

介護サービスが必要となった生活保護受給者が 40 歳以上 65 歳未満の場合、生活保護の介護扶助により、介護サービスを利用します（いわゆる「みなし 2 号被保険者」）。その後、みなし 2 号被保険者が

65歳に到達すると、介護保険の第1号被保険者になることから、改めて要介護認定の申請が必要となりますが、申請書が提出されていない事例が見受けられます。申請は65歳到達の60日前からできますので、みなし2号被保険者と契約している場合は、認定手続きもれのないようご注意ください。

なお、この申請に基づく認定は、訪問調査等を経ることなく職権で行い、認定有効期間は原則6か月となります。

5 介護保険（要介護・要支援）認定申請書の同意書欄について

「介護保険（要介護・要支援）認定申請書」の同意書欄に記入があれば、認定結果を主治医に提供することができ、主治医の診察上の参考等のために役立てることができます。代行申請の際は、同意書欄への記入にご協力くださいますようお願いいたします。

また、令和6年4月より、「介護保険（要介護・要支援）認定申請書」の同意書欄について、同意いただいた場合に、主治医だけでなく居宅介護支援事業者等にも情報提供できるように様式を変更します。これにより、「介護保険（要介護・要支援）認定申請書」において事前に同意いただいている場合には、「要介護認定等に係る個人情報提供申出書（事業者用）」の申請時に被保険者同意欄の記入が無くとも情報提供が可能となりますので、同意書欄への記入について、より一層のご協力をお願いいたします。